

# 短期大学における学生相談と特別な配慮を必要とする学生の支援

與久田 巖

A Study on Student Counseling and Support for Students with Special Needs.

Iwao YOKUDA

## Abstract

The first purpose of this study is to report on the use of the counseling room usage data during the past 4 years from 2012 to 2015. The second purpose of this study is to consider the organization and correspondence of our junior college from the viewpoint of supporting students with special needs expected to increase in future. From the data of the counseling room, the following was reported. That is, ① 3.5% to 7.2% of the student's enrollment ratio used counseling rooms. ② The actual number of people using monthly trend was increasing. ③ The number of counseling sessions tended to differ by year. ④ The number of cancellation counseling sessions was on a downward trend. ⑤ The route to visit the counseling room was the most voluntary visit, the main appeal was psychological problems the most. For the support of students with special needs, the committee has been established and organizing has just begun. The role sharing and collaboration with the counseling room and collaboration with faculty and staff were considered as future tasks.

Keywords: Student Counseling (学生相談)

Students of Special Needs (特別な配慮を必要とする学生)

Developmental disorders (発達障碍)

## 1. 課題

日本学生相談学会が定期的に行っている学生相談機関に関する調査では、学生相談機関を設置している高等教育機関が、2009年には87.2%、2012年には93.1%、2015年には94.4%と増加傾向にある(岩田・林・佐藤・奥野, 2016)。また、同調査によると、来室実数や延べ人数、平均来室回数も増加傾向に

ある(岩田ら, 2016)。

2016年4月に障害者差別解消法が施行され、高等教育機関では障害を理由とした差別が禁止され、社会的障壁を除去して教育を平等にうける機会を提供する合理的配慮の提供が、国立大学法人には義務化、私立大学にも努力義務となった。それを機に高等教育機関では障碍学生支援の組織化が端緒についたと

ころであろう。

日本学生支援機構が2015年に行った障害のある学生の修学支援に関する実態調査では、「高等教育機関における障害学生数は21,721人、在籍率0.68%であり、そのうち発達障害（診断有）」学生が3,442人で前年度より720人増と報告されている（日本学生支援機構, 2016）。その数値は診断がある顕在化した一部であって、実態としてはもっと多いという指摘も多い。いずれにせよ障害学生は高等教育機関に一定数存在しているにもかかわらず、支援体制は各大学が模索している段階である。

本学では2016年に障がい学生修学支援委員会が立ち上がった。他大学同様、発達障害を含む特別な配慮を必要とする学生支援については手探りが始まったところである。

奥久田・ヒューバート・阿津川・中谷（2011）は、所属する学生相談機関を1つの事例として利用状況の特徴を分析している。また阿津川・ヒューバート・奥久田・中谷（2010）は、所属する学生相談機関の動向を報告し、コミュニティ・アプローチの視点から学生相談活動の今後について論じている。本論文でも、本学の学生相談機関を短期大学における1つの事例として位置づけて利用状況を報告する。その後、今後、増加が予想される発達障害を含む特別な配慮を必要とする学生支援の観点から、現状を報告して課題を考察する。

以上を踏まえ、本論文では、筆者が着任した2012年度から2015年度までの過去4年間の学生相談機関の個別相談に関する利用状況を報告することが研究の第1の目的である。第2の目的は、今後、増加が予想される特別な配慮が必要な学生に対する支援に向けて、本学の対応状況や組織化の状況について現状を整理して考察することである。それらを通して、今後の本学の学生支援力を高める方向性を探ることを目指す。

さて、本学は大阪市内に所在する都市型

キャンパスで、2学科で構成される生活科学系の短期大学であり、平成29年5月1日現在の学生総数は398名である。

本学の学生相談機関の名称は、カウンセリング・ルームという。組織的位置づけは、学生部の学生相談室と並列して存在する。学生相談室は基本的に週1回開室し、学生部の学生生活委員の教員が、“よろず相談”として相談をうける。本学に30年以上も前からあるシステムという。カウンセリング・ルームは平成17年に開設され、筆者が教員兼任の専任で2人目のカウンセラーである。

物理的環境は年度により異なる。2012年度は本館1階の同窓会室を間借りして兼用、2013年度は記念館2階へ移動した学生相談室と兼用、2014年からは記念館1階へ移動した学生相談室と兼用である。

人的体制としては、学生相談室とカウンセリング・ルームともに室長は学生部長、カウンセラーは筆者1名である。筆者が着任した2012年からは、カウンセリングに費やされる時間を責任コマ数2コマ分にカウントされている。受付やインターカーなどの職員は問わず、筆者が、受付、初回面接日時の調整、インテーク面接、利用状況の集計などをすべて1で行う。

カウンセリング・ルームの開室日は、前後期ごとに筆者の授業、会議などが入っていない日時かつ学生相談室の開設日とは重ならない日時を確認した上で設定し、学生課職員が学内に告知・掲示して開室日時を学生に周知している。

予約は、学生が申込用紙に必要事項を記載して筆者の研究室前に設置されている鍵付きボックスに投函する。筆者が申込用紙を確認したら、用紙に記載された面接希望日時と筆者の実際の空き枠を確認する。その後、用紙に記載された連絡先へ連絡をとり、初回面接の日時を調整する。

## 2. カウンセリング・ルームの利用状況

ここでは、研究の第1の目的にそって、2012年度から2015年度までの4年間のカウンセリング・ルームの利用状況データに基づいて、本学の特徴と傾向を報告する。

### 1) 利用実人数

2012年度から2015年度までの4年間のカウンセリング・ルームの新規実人数の推移、年間利用実人数の推移および各年度の5月1日現在の在籍者数を表1にまとめて示す。

表1. カウンセリング・ルームの利用状況および在籍者数一覧

	年間新規 実人数	年間利用 実人数	5月1日現在の 在籍者数
2012年度	12	12	347
2013年度	12	21	338
2014年度	24	27	373
2015年度	15	27	392

4年間の新規実人数合計は63人、4年間の利用実人数合計は87人である。全学生数に占める利用率を概算するために、各年度の5月1日現在の在籍者数に基づいて割合を算出した。年間新規実人数は、2012年度が在籍者比率の3.5%、2013年度は3.6%、2014年度は6.4%、2015年度は3.8%であった。2014年度が特に高いが、4年間で微増傾向のように思われる。また、在籍者数に基づいて年間利用実人数の割合を概算すると、2012年度が3.5%、2013年度が6.2%、2014年度が7.2%、2015年度が6.9%であった。筆者が着任した2012年度を除いた3年間は6~7%台で推移している。なお、2012年度は前任者から引継ぎをうけた学生が来室しなかったため、年間新規実人数と年間利用実人数が同数となっている。

### 2) 月間利用実人数の推移

2012年度から2015年度までの4年間のカウンセリング・ルームの月別の利用実人数の推移と年間合計を表2にまとめて示す。

表2. 月別の利用実人数の推移と合計（年度別）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2012年度	0	3	5	4	3	2	7	6	5	6	3	7	51
2013年度	11	8	11	6	2	6	7	3	5	3	5	1	68
2014年度	7	8	7	5	5	4	10	4	3	4	4	5	66
2015年度	10	8	9	15	2	4	9	9	4	6	3	3	82

月別の利用実人数は、その月に1回でも利用した場合に1とカウントする。また、同じ学生が4月と5月、12月と1月にそれぞれ1回利用した場合も、各月に1とカウントするため、年間利用実人数の合計と一致しない。

さて、4年間で合計267人が利用しており、年度に注目すると、増加傾向にある。

本学では食物栄養学科2年生が9月中旬に、残りの学生は9月下旬に後期が始まるが、ここでは便宜的に4月から9月の6か月を前期、10月から3月の6か月を後期と記述する。

2012年度の来室者数は前期17人に対し、後期は43人と前期の2.5倍以上も多い。それ以降は2013年度が前期36人、後期32人、2014年度は前期36人、後期30人、2015年度は前期48人、後期34人とやや前期が多い。2012年度の前期の来室者数が少ない点は、筆者が着任後間もないことが影響した可能性が考えられる。2012年度を除く3年間はやや前期の来室者数が多く、本学のカウンセリング・ルームの利用ニーズは、前期にやや多いことが推測される。

4年間の傾向をみるために年度ごとに月別の値を積み上げグラフにまとめて図1に示す。

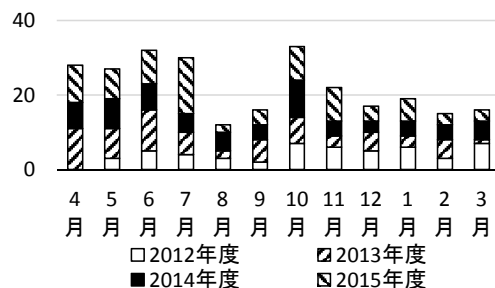


図1. 4年間の月別の利用実人数の推移

4年間で来室者数が最も多い月は10月33人、次いで6月32人、7月30人、4月28人、5月27人の順である。そのことから、後期開始後の10月に来室者が最も多く、次いで前期末試験が近づく6月や7月、そして新学期開始後の4月や5月の来室者が多くと読みとれる。長期休暇の夏期休暇を含む8月、9月の合計と、同じく長期休暇の春期休暇を含む2月、3月の合計を比較すると、前者は28名、後者が31名であり、4年間の合計であることを鑑みると長期休暇中の差はない。

### 3) 延べ面接回数の推移

2012年度から2014年度までの4年間の延べ面接回数の推移と年間合計を表3に示す。

表3. 月別の延べ面接の推移と合計 (年度別)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2012年度	0	3	9	11	5	5	16	16	13	14	6	13	111
2013年度	17	15	21	8	2	8	16	6	7	3	6	2	111
2014年度	10	18	16	11	5	8	21	13	9	10	6	5	132
2015年度	30	15	28	33	4	7	17	14	12	10	7	7	184

4年間の合計面接回数は538回、各年度の合計に注目すると、2012年度と2013年度は同数だが、翌2014年度には増加傾向、2015年度には50回以上の急増がみられる。

前後期の観点からみると、2012年度は前期33回に対して後期78回と、後期が2.3倍強多い。2013年度は前期71回、後期40回と前期が1.8倍弱多い。2014年度は前期68回、後期64回と前後期ほぼ同程度、2015年度は前期117回、後期67回と前期が1.7倍強多い。以上より、延べ面接回数については、年度により傾向が異なっており、共通した特徴は認められない。

4年間の傾向をみるために、年度ごとに月別の値を積み上げグラフにまとめて図2に示す。

4年間で述べ面接回数が多い月は6月74回と10月70回、次いで7月63回と4月57回、

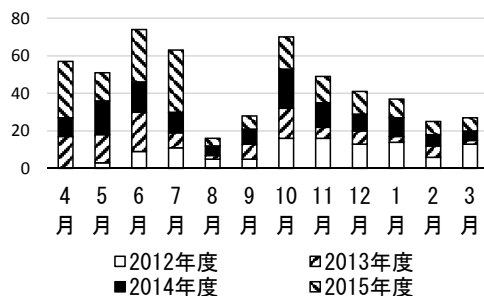


図2. 延べ面接回数の推移

そして5月51回、11月49回と続く。

延べ面接回数の傾向は年度ごとに異なっていたが、4年間の推移からは前期末試験が近づく6月と7月、そして新学期開始後の4月と5月が多く、次いで後期開始後の10月と11月が多いことが読みとれる。

夏期休暇を含む8月と9月の合計と、春期休暇を含む2月と3月の合計を比較すると、前者は44回、後者が45回と差はない。

### 4) 延べキャンセル数の推移

2012年度から2014年度までの4年間の延べキャンセル数の推移と年間合計を表4にまとめて示す。

表4. 月別の延べキャンセル数の推移と合計 (年度別)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2012年度	0	0	5	4	0	0	0	6	2	0	0	1	18
2013年度	1	4	1	4	1	0	3	2	1	1	3	2	23
2014年度	3	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	1	8
2015年度	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	3	0	7

4年間の合計延べキャンセル数は56回であり、各年度の合計に注目すると、2012年度と2013年度は多いが、2014年度と2015年度は、前の2年間の1/2～1/3と少ない。

4年間の傾向をみるために、年度ごとに月別の値を積み上げグラフにまとめて図3に示す。

延べキャンセル数が最も多い月は11月13

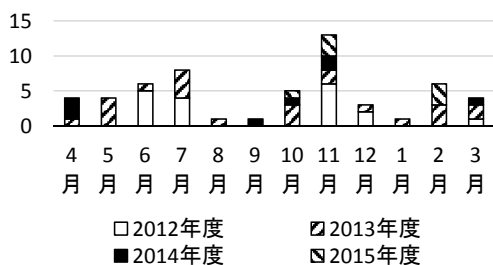


図 3. 延べキャンセル数の推移

回と突出して高い。また8月、9月、1月は各1回と非常に低い。もともとキャンセル数が少ないことにも起因し、それ以外には顕著な特徴はみられない。

カウンセリングでは、キャンセルのもつ意味を考察することも重要な側面である。成田・張替・神原（2005）は、カウンセリングの申し込みのうち、インテーク面接を行う前までにキャンセルとなった事例を分析している。そして申し込みの受付側が可能な配慮や工夫、来室までにクライアントが感じる不安や逡巡への配慮、クライアントの希望へのこたえかたなどを論じている。今回の利用状況データは、成田ら（2005）のように初回面接に至らなかったキャンセルもあるが、面接継続中のキャンセルも含まれる。また、風邪、冠婚葬祭などによるキャンセルも含まれ、一概に論じられない。しかし、今後、延べキャンセル数が意味していることも考察の対象として視座に置いておく必要がある。

### 5) 来室ルートと主訴

本学では来室ルートとして4つを設定している。来室ルートのカテゴリと、来室ルートの例を表5にまとめて示す。

表 5. 来室ルートのカテゴリと来室ルートの例

来室ルートのカテゴリ	来室ルートの例
本人	本人が自主的に予約／直接来室
家族	家族の連絡から来室につながった
教職員	教職員(カウンセラー含)の連絡から来室につながった
その他	友人や外部機関の連絡から来室につながった

本学ではカウンセリング・ルームを利用する学生数が少ない。また教職員数が少なく、筆者は専任教員で学生相談カウンセラーを兼任していることなどの理由から、来室ルートのカテゴリを細分化すると来室者が特定されて守秘義務が脅かされる危険性がある。そのことから、本学ではカウンセラー、教員、職員を1つのカテゴリとして扱っている。

次に本学の主訴のカテゴリと、主訴の例を一覧にして表6にまとめて示す。

表 6. 主訴のカテゴリと主訴の例

主訴のカテゴリ	主訴の例
心理	性格、心的不調、対人関係、精神疾患など
健康	身体不調、身体疾患、不眠、体型、体臭など
就学	勉学、履修、転学、休学、退学など
進路	就職、進学、資格取得など
その他	サークル、バイト、事件・事故、学費など

カテゴリの「心理」と「健康」の違いは、前者が心理的なことが主訴の前面に出ている場合、後者は身体的症状が主訴の前面に出ている場合である。主訴は、申込用紙に記載された内容もしくは初回面接時に語った内容をカテゴリに基づいて分類している。来室時は身体的症状が前面に出ている場合でも、面接が進むにつれて心理面が関係していることはよくある。また、面接が進むにつれて主訴の変遷もみられるため、あくまで初回面接時の主訴の分類である。

次に2012年度から2015年度までの4年間の来室ルート別の主訴を表7に示す。

表7の各セルの下段の値は、そのカテゴリ内の実数を表す。上段の小数点第1位まで記された値は、そのルート全体に占めるそのカテゴリの割合を表す。主訴を複数抱えて来室する学生もいるため、各セルの下段の値は複数回答の結果であり、月別来室者実数の値とは一致しない。なお、下段の実数は1桁の値が多く特徴が把握しづらいため、ここでは上

表7. 来室ルート別の主訴一覧

		心理	健康	就学	進路	その他	ルート全体に 占める割合
2012 年度	本人	46.7 7	26.7 4	13.3 2	6.7 1	6.7 1	60.0 15
	家族	33.3 1	33.3 1	33.3 1	0.0 0	0.0 0	12.0 3
	教職員	14.3 1	28.6 2	42.9 3	14.3 1	0.0 0	28.0 7
	その他	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0
	主訴全体に 占める割合	36.0 9	28.0 7	24.0 6	8.0 2	4.0 1	100.0 25
2013 年度	本人	50.0 5	0.0 0	10.0 1	40.0 4	0.0 0	52.6 10
	家族	50.0 1	0.0 0	50.0 1	0.0 0	0.0 0	10.5 2
	教職員	42.9 3	14.3 1	42.9 3	0.0 0	0.0 0	36.8 7
	その他	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0
	主訴全体に 占める割合	47.4 9	5.2 1	26.3 5	21.1 4	0.0 0	100.0 19
2014 年度	本人	42.3 11	7.7 2	19.2 5	19.2 5	11.5 3	74.3 26
	家族	100.0 1	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	2.9 1
	教職員	25.0 2	12.5 1	25.0 2	25.0 2	12.5 1	22.9 8
	その他	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0
	主訴全体に 占める割合	40.0 14	8.6 3	20.0 7	20.0 7	11.4 4	100.0 35
2015 年度	本人	31.2 5	6.3 1	25.0 4	37.5 6	0.0 0	66.7 16
	家族	0.0 0	50.0 1	50.0 1	0.0 0	0.0 0	8.3 2
	教職員	60.0 3	0.0 0	20.0 1	0.0 0	20.0 1	20.8 5
	その他	0.0 0	0.0 0	100.0 1	0.0 0	0.0 0	4.2 1
	主訴全体に 占める割合	33.3 8	8.3 2	29.2 7	25.0 6	4.2 1	100.0 24
4年間の主訴全体 に占める割合		38.8 40	12.6 13	24.3 25	18.4 19	5.8 6	100.0 103

段のパーセンテージに注目して特徴と傾向をみていく。

来室ルートに注目して4年間の合計でルート別の割合を算出すると、「本人」が全体の65.0%と最も多く、次いで「教職員」26.2%、「家族」7.8%、「その他」1.0%の順である。学生相談の利用者は、自主来室が一番多いことが知られており（山下・福留・吉良・高野、

2009）、本学も同傾向といえる。本学では自主来室が全体の約2/3、教職員ルートが全体の約1/4を占め、その2つで全体の90%強を占める。各年度に注目すると、「本人」ルートが52.6%（2013年度）～74.3%（2014年度）と最も多いものの、4年間で明確な増減傾向は認められない。次いで多いのが「教職員」ルートで20.8%（2015年度）～36.8%（2013

年度)だが、これについても4年間で増減傾向は認められない。山下ら(2009)は、「主体的に悩めず、自分が陥っている『困った』事態に直面することから目を逸らし」、「彼らの存在に気付いた周囲の人間が相談機関へとつなぐ」(P.65)来室者が増加していることを指摘している。本学の過去4年間の推移では、自主来室の減少や教職員ルートの増加といった傾向は認められないことから、本学では山下ら(2009)の指摘する学生像と違うことがうかがわれる。

本学は30年以上前から担任制を取り入れているといわれる。また、職員も窓口対応を通して日常的に学生を支援している。今回の結果は、本学が学生支援風土としてもっている“面倒見の良さ”の証左といえるのかも知れない。

與久田(2012)は、本学の女子学生を対象に、援助要請行動という観点から、誰に、どのような内容の援助要請を行っているかを調査している。学生の日常生活から援助要請を把握しようとした試みであるが、教員と専門家(カウンセラーなどを含む)に対する援助要請頻度が極端に低く、分析から除外している。今回はカウンセリング・ルームの利用状況という専門家への援助要請の結果の特徴を報告している。與久田(2012)の研究は一時点での横断的調査結果であり、今回のデータとは性格が異なる。しかし2つをあわせて解釈すると、学生の日常生活の観点からは教職員や専門家への援助要請は極少数であるが、教職員の来室ルートの多さからすると、教職員が的確に学生のニーズをキャッチして専門家へつなげていることがうかがえないだろうか。

與久田・太田・高木(2001)は、女子大学生を対象とした援助要請行動の調査において、専門家への援助要請が高い群は、社会的スキルが低いことを報告している。その結果を踏まえると、本学において教職員ルートで来室につながっている学生は、社会的スキル

が低い可能性があること、ひるがえって考えると、教職員は社会的スキルの低い学生をカウンセリング・ルームへとうまくつなげている可能性があるのかも知れない。

藤原(1992, 1993)は、学生相談のカウンセラーが講義を教える場合、学生相談でカウンセラーが行っているかかわりの視点を活かすことができると論じ、それを「学生相談的機能」と称している。その指摘は筆者も全く同見解である。専任の教員が学生相談のカウンセラーを兼任していることのメリットと考えており、それらも教職員ルートの数値を押し上げているのではないだろうか。

### 3. 本学における発達障害を含む特別な配慮が必要な学生の支援の現状と課題

研究の第2の目的にそって、今後、増加が予想される特別な配慮が必要な学生の支援に向けて、本学の対応状況や組織化の状況について現状を記述し、今後の課題を考察する。

本学では、特別な配慮を必要とする学生を支援する組織として2016年に障がい学生修学支援委員会が設置された。しかし物理的環境としての支援室といった専用の部屋はない。人的環境としては、開設年度は学生生活委員の教員が、今年に臨床心理士の資格をもつ筆者が委員長を務めている。構成員は教務委員、学生生活委委員からの各1名と学生課職員であるが、筆者は学生生活委員も兼任していることから、実質3名の人的体制である。筆者は本学で唯一の心理学系の教員で学生相談カウンセラーと障害学生の支援を兼任している。また、定期的に相談日を開設しているわけではなく、必要に応じて対応している状況であり、専任の専門教員や職員を配置してはいない。

以上のような状況にある本学では、発達障害の疑いのある学生支援は、これまでカウンセリング・ルームにおけるカウンセリングにおいて支援をしていたという側面がある。し

かしながら、組織が立ち上がったことから、人的資源としては同様であったとしても、森(2017)が指摘しているように、カウンセリング機能とコーディネート機能をうまく組み合わせた支援を行っていくことが必要であり、今後そのような方向性を目指すことが1つの道であろう。

また、教員兼学生相談カウンセラーのメリットとして考えているのは、筆者が専任教員として、授業担当者、クラス担任、学科会議構成メンバー、教授会構成メンバー、学生生活委員などの各種委員会構成メンバーということがある。複数の役割を担っているが故に、日頃から教職員と情報共有することが可能であり、専属の学生相談室付のカウンセラーとして特定の部屋に貼り付けられた体制の位置づけであったとしたら、入手しにくいであろう情報が、日常的に入ってくる。與久田(2005)は、中学校のスクール・カウンセラーとして、いじめに対する特別な注意配慮が必要である生徒に対するアプローチとして、クラス担任、教科担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭など関係教諭との日頃からの情報共有と配慮が、いじめ解決に役立ったと論じている。学生相談とスクール・カウンセリングにおける違いはあるものの、日頃から行う情報共有のメリットは大きいという点では同じである。しかしながらまた、與久田(2005)が指摘しているように、役割分担・連携が難しく、集団守秘義務の内容や範囲についての課題が絶えずついてまわる難しさも抱えているともいえる。

本学では長年、クラス担任制をとっており、“面倒見の良い”教職員の教育力に基づいて学生支援を行ってきた風土がある。カウンセリング・ルームや障がい学生修学支援委員会は、その風土がある土台の上に専門家としてカウンセリング有資格者が加わったといえよう。しかしながらまた、これまでのような教職員の教育力や指導力に基づく個別対応では

なく、組織として連携・役割分担してかわるシステムづくりが課題である。

現状では発達障害を専門とする専任の教職員の配置は難しく、人的資源に限られた中での組織づくりが求められる。その方向性の1つとしては、筆者が発達障害に関する専門的なスキルアップをはかっていくことが求められているといえる。しかしながらまた同時に、誰かが過重な負担を負い、疲弊することにならないような組織づくりを行っていくことも課題であろう。

特別な配慮が必要な学生に対する合理的配慮の提供という点では、阿津川ら(2010)が指摘するように、予防的な観点からアウトリーチ的なかかわりも必要である。

援助要請の観点から考えると、問題解決に向けて専門家へ援助要請する頻度は極端に低い(與久田, 2012; 與久田・太田・高木, 2011)。それを踏まえるならば、支援体制の組織づくりにおいては、クラス担任制のシステムや窓口業務にあたる職員の力も大きい。本学は小規模短大であり、そのことを活かした組織づくりを考えていく必要がある。

なお、他大学では、特別な配慮が必要な学生支援に関連して、紛争防止・解決のプロセス化が始まっている。本学では、合理的配慮決定のプロセスはフローチャートが作成されたが、紛争防止・解決に向けての検討はなされていない。整備という観点からは、取り組んでおくべき課題であろう。

さらに、出口支援という点では、特別な配慮を必要とする学生の就職支援の在り方、そして入口支援という点では、入学前・入学期の環境調整支援についても、取り組んでいく必要があるだろう。

特別な配慮の必要がある学生の支援体制を整えていくことで、何らかの課題を抱える学生が、他の学生と同様に学生生活を過ごしていけることは意義ある環境づくりといえる。しかしながら、合理的配慮を提供する学生数



が増加するほどに、筆者をはじめ、他の教職員も含めて組織全体が疲弊することがないような組織づくりが課題である。

筆者の時間の空き枠と学生の時間割の空き枠を調整して面接する現状のカウンセリング・ルームの面接日時の調整に限ってみても、告知・掲示内容とは、ほぼ合致しない。その現状に加えて兼任で配慮が必要な学生の支援を行うことは、人的資源の不足である。

しかしながらまた、そうであるとはいえ、それらの支援体制をすべて揃える、すべてに備える、完璧を期する体制化を目指すのではなく、できる範囲でできるところから行っていくという姿勢が必要なのであろう。

伊藤（2017）は、学生相談機関の有効活用に向けて、学生にとって馴染みのあるインターネットを介したウェブサイトからの情報発信の有効性について報告している。そのような取り組みは、比較的ハードルが低いため、本学でも取り組みが可能な方向性の1つではないだろうか。

また人的資源の不足という点では、ピア・サポートを活用することが1つの方法であると考えている。本学ではピア・サポート制度がなかったが、今年度の前期末試験を控えた時期に、図書館の取り組みとして、初めてチューター制度が試みられ、成果があったことが報告されている。本来ならノートテイクといった特別な配慮が必要な学生に向けてのピア・サポート制度づくりが、より良い形態ではあるが、それが無い現状では、今ある人的資源として、チューター制度を根づかせ、その制度を援用していくことも1つの方向性かも知れない。

各教職員の経験や教育的配慮に基づく対処療法的な個別対応だけでは限界があり、今後は組織的対応体制を整える必要がある。しかしながらまた、本学にみあった方向性や組織化とはどのようなものなのか、今後も模索をしながら構築していくしかない。

発達障害を含む特別な配慮を必要とする学生への支援は、特別なニーズをもつ学生に特化した課題ではなく、学生がもつ多様な個々のニーズへ応える学生全般の支援につながる課題である。その点で特別な配慮を必要とする学生への支援は、ユニバーサル・デザインと言われるのであり、今後、本学が学生ファーストの組織づくりを行っていく際に必要な視点であろう。

## 引用・参考文献

- 1) 青野透（2017）発達障害学生と大学教育—職員対応要領を中心に—, 大学教育学会誌, 39, 48-52.
- 2) 青野透・片岡美華・山中淑江・岩田淳子・橋場論・加藤洋子（2014）発達障害学生への学生支援, 大学教育学会誌, 36, 45-49.
- 3) 阿津川令子・ヒューバート眞由美・與久田巖・中谷ふみ（2010）学生相談活動の実践報告—主にコミュニティ・アプローチの視点から—, 立命館経済学（立命館大学経済学会）, 59, 82-97.
- 4) 藤原勝紀（1992）「学生相談機能」を考えるためのひとつの枠組み, 九州大学教養部カウンセリング・レポート, 4, 23-47.
- 5) 藤原勝紀（1993）教育指導における学生相談的機能, 九州大学教養部カウンセリング・レポート, 5, 21-27.
- 6) 萩原豪人（2010）特別支援教育を受けてきたアスペルガー症候群の学生の支援体制—入学時の環境調整及び支援ネットワークの構築—, 学生相談研究, 30, 167-178.
- 7) 濱野清志（1992）授業を通じた学生相談機能を考える, 九州大学教養部カウンセリング・レポート, 4, 35-49.
- 8) 伊藤直樹（2017）ウェブサイト上における日・米・英・台の学生相談機関の情報

- 発信, 心理学研究, 88, 79-85.
- 9) 岩田淳子・林潤一郎・佐藤純・奥野光(2016) 2015年度学生相談機関に関する調査報告, 学生相談研究, 36, 209-262.
  - 10) 葛西康子(2007) 特別なニーズをもつ大学生への支援: 教育的発達の観点から精神障害・発達障害の就学支援を考える, 障害者問題研究, 35, 11-18.
  - 11) 吉良安之(1992) カウンセラーとしての講義の経験, 九州大学教養部カウンセリグ・リポート, 4, 28-34.
  - 12) 楠本和彦(1999) 小規模女子短期大学における兼任カウンセラーの学生相談の特徴と限界に関する一考察—本学における学生相談の自己点検を兼ねて—, 人間関係(南山短期大学人間関係研究センター編), 16, 227-239.
  - 13) 楠本和彦(1999) 女子短期大学の学生相談における兼任カウンセラーの工夫と留意点に関する試論—「日常と非日常の重なり」と女性の「共に抱え、共に育む」関係を中心に—, 人間関係(南山短期大学人間関係研究センター編), 16, 227-239.
  - 14) 前田由貴子・黒川清・青野明子・木村真人・亀井歌苗・中川拓也(2016) 大学の学生相談室における発達障害学生支援の取り組み, 国際研究論叢(大阪国際大学紀要), 30, 137-143.
  - 15) 森麻友子(2017) 発達障害学生に対する学生相談(カウンセリグ機能)と障害学生支援(コーディネート機能)を組み合わせた支援の検討—中規模大学の障害学生支援室における実践から—, 学生相談研究, 38, 12-22.
  - 16) 村部妙美(2017) 学生相談機関が有効活用されるための新入生ガイダンスの工夫と入学期の学生支援の利点について—2大学の臨床実践の経験から—, 杏林大学研究報告書(教養部門), 34, 15-24.
  - 17) 成田ひろ子・張替裕子・神原ひかり(2005) 援助過程における「キャンセル問題」の一考察—相談申し込み後のキャンセルをめぐって—, カウンセリグ研究, 38, 119-127.
  - 18) 日本学生支援機構(2016) 平成27年度(2015年度) 障害のある学生の修学支援に関する実態調査.
  - 19) 齋藤暢一郎(2016) 2015年度における学生相談界の動向, 学生相談研究, 37, 49-59.
  - 20) 高城絵里子(2009) 専任教員による学生相談カウンセラー兼務に関する一考察—短期大学の場合—, 学生相談研究, 29, 240-249.
  - 21) 高石恭子(2012) 「第1章 発達障害という視点が学生相談にもたらしたもの」(高石恭子・岩田順子(編)『発達障害と学生相談』), 9-28. 学苑社
  - 22) 渡部千世子(2010) 発達障害が疑われる学生に出会ったとき—「疑われる」ことをどう扱ったらよいか—, 学生相談研究, 31, 121-132.
  - 23) 山下親子・福留留美・吉良安之・高野直子(2009) 近年の学生生活就学相談への来談学生の動向とその推移—1998年度～2000年度の活動報告をもとに—, 九州大学学生生活・就学相談室紀要, 10, 51-63.
  - 24) 與久田巖(2005) 問題行動のある中2男子および関係教諭との連携によっていじめが解決した事例, 沖縄国際大学人間福祉研究, 4, 125-144.
  - 25) 與久田巖・ヒューバート眞由美・阿津川令子・中谷ふみ(2011) 学生相談室の利用状況の分析—立命館大学びわこ・くさつキャンパスの事例—, 社会システム研究(立命館大学社会システム研究所紀要), 22, 95-109.
  - 26) 與久田巖・太田仁・高木修(2011) 女子

大学生の援助要請行動の領域、対象、頻度と大学生生活不安および社会的スキルとの関連，関西大学社会学部紀要，42，105-116.

- 27) 與久田巖（2012）女子短大生における援助要請と大学生生活不安との関連，大阪夕陽丘学園短期大学紀要，55，11-17.
- 28) 與久田巖（2012）特別選抜入学者に対する2011年度の支援プログラムの実践，2011年度立命館大学学生サポートルーム報告書，4，48-54.
- 29) 吉武清實（2016）発達障害学生支援の諸課題—学生相談カウンセラーの視点から—，大学教育学会誌，38，62-66.